交野市住民活動災害補償制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民団体又は市が行う日帰りの住民活動の遂行に起因する急激かつ偶然な外来の事故について、交野市住民活動災害補償制度をもって補償することにより、住民活動の健全な育成発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号 に定めるところによる。
 - ① 「住民団体」とは、主たる活動拠点を市内に有する区、自治会その他市長が認めたものをいう。なお、住民団体の事前登録等は行わない。
 - ②「住民活動」とは、住民団体及び市がその参加者に報酬を支払うことなく、 公共の福祉の向上のために行う事業又は活動で、別表1に掲げるものをい う。ただし、日帰りのものに限る。
 - ③「参加者」とは、住民活動に直接参加する者(指導者等を除く)をいい住民活動における単なる見物人・観客を除く。
 - ④「指導者等」とは、住民活動の運営に携わる者もしくは指導的地位にある 者又はこれらに準ずる者をいう。

(保険契約)

第3条 市は、毎年度予算の定める範囲内において、本制度を保全するために、 市が指定する保険会社との間に保険契約を締結するものとする。

(補償期間)

第4条 補償期間は、契約の締結日から1年間とする。ただし、市長が必要と 認める場合は、その限りでない。

(対象事故)

第5条 災害補償制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

傷害補償

住民活動中に参加者、指導者等が急激かつ偶然な外来の事故または、熱中症、日射病によりケガをしたり死亡した場合、補償金を支払う。

②賠償責任保険

住民活動上の事故による人の災害、又は財物の毀損については、市、住民

団体、又は指導者等が法律上の賠償責任を負った場合にてん補する。 (適用除外)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故または傷害について は、災害補償制度の対象としない。
 - ①傷害事故の場合
 - ア 被災者の故意
 - イ 補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の 受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの限 りでない。
 - ウ 被災者の自殺行為又は犯罪行為
 - エ 被災者の疾病又は心神喪失
 - オ 被災者の妊娠、出産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、 本要綱で担保すべき傷害を治療する場合においてはこの限りでない。
 - カ 地震、噴火、若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故
 - キ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これら に類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故
 - ク 頚部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの
 - ケ 山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライ ダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類 する危険な運動による事故
 - コ その他契約した保険会社約款に定める事由
 - ②賠償責任事故の場合
 - ア 住民団体等の故意
 - イ 戦争(宣戦の布告を問わず)、変乱、暴動、騒じょう及び労働争議
 - ウ 地震、噴火、洪水、津波等の天災
 - エ 住民団体等が所有、使用又は管理する財物の損壊について、その財物に 対し正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任
 - オ 住民団体等と同居する親族に対する賠償責任
 - カ その他契約した保険会社約款に定める事由

(対象範囲)

- 第7条 損害賠償責任事故の対象となる損害の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ①被災者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害費、葬祭料、死亡による逸失利益、慰謝料及び物の修理代等
 - ②保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停費用
 - ③損害の防止又は軽減のため有益な応急、緊急措置費用

(傷害事故の補償の額)

第8条 傷害事故における補償の額は、次のとおりとする。

①傷害補償金

死亡補償金	事故日から(その日を含む。以下	1名につき
	同じ。)180日以内にその事故がも	500万円
	とで死亡した場合	
後遺障害補償金	事故日から180日以内にその事	1名につき
	故がもとで後遺障害が生じた場合	500万円
		に別表2の各号
		の割合を乗じた
		額
入院補償金	事故によるケガのため入院による	1日につき
	医師の治療を受けた場合	3,000円
	事故日から180日を限度	
通院補償金	事故によるケガのため通院による	1日につき
	医師の治療を受けた場合	2,000円
	事故日から180日以内で90日	
	を限度	

ただし、すでに存在している身体障害もしくは疾病、傷害事故以外の原因による身体障害または治療を怠ったこと等、上表により計算した額を支払うことが公平でないと認められるときは、その影響がなかったときに相当する金額に調整する。なお、この調整は、医師の見解を参考として第3条の保険会社と協議の上、市が決定する。

②免責

住民活動上の事故について、法令による災害保障の定めがある場合、補償 金の一部又は全部の支払い義務を免れる。

(賠償責任事故のてん補限度額)

第9条 賠償責任事故のてん補限度額は次のとおりとする。

①てん補限度額 身体障害賠償 1事故 5億円

1 名最高 1 億円

財物損壞賠償 1事故 500万円

住民活動上の事故による人の災害、又は財物の毀損については、市、住民 団体、又は指導者等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損 害をてん補するものとする。

② 免責

住民活動上の事故による災害について、被災者が法令による賠償その他これに類する給付を受けるべき場合は、その金額の限度において支払い義務を 免れる。

(事故報告)

第10条 住民団体、指導者等又は参加者は、市民活動中に事故が発生したときは、指定の報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(事故の認定等)

第11条 事故の認定は、当該事故が住民活動中であるか否かを市長(市において組織する機関に権限を委譲している場合には当該機関とする。以下、本条において同じ。)が調査し、決定する。

(補則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、交野市住民活動災害補償制度については、保険契約に適用される約款、特約条項の規定を準用するとともに、その他必要な事項は市長が別に定める。
- 2 保険会社との折衝その他所管課との事務調整等については、市民活動推進 の事務をする担当において行なう。

附則

- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和4年11月25日から施行する。